

知財・無形資産の価値評価と開示 －コーポレートガバナンス・コードを踏まえて－

株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役CEO
大阪工業大学 知的財産専門職大学院 客員教授
KIT虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科 客員教授
小林 誠

2024年9月22日

自己紹介 (1/2)

Confidential

株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役CEO 小林 誠

国際特許事務所、大手監査法人、外資系大手M&Aアドバイザリー会社を経て現職に至る

経営・事業戦略アドバイザリー、M&Aファイナンシャルアドバイザリー、知的財産戦略アドバイザリーを専門とする

製造業およびICT業界におけるIPランドスケープを中心とした事業戦略策定、新規事業開発、知財戦略策定、グローバル知財マネジメント、移転価格税制対応、知財組織体制構築、戦略人材育成、オープンイノベーション・ビジネスエコシステム構築・M&A・アライアンス支援等に従事

官公庁・地方公共団体・大学・公的研究機関等の公的事業、中小・ベンチャー・スタートアップ企業支援、地方創生・産業振興等にも携わる

鮫島正洋弁護士との共著『知財戦略のススメ』を代表作に、『IPランドスケープ経営戦略』等、著書・論文多数、「グローバル知財戦略フォーラム」でのモデレーターや、「IPBC Asia」でのスピーカーを務めるなど講演実績多数

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 博士後期課程単位取得後退学

令和6年度 経済産業省 特許庁「知財功労賞（特許庁長官表彰）」受賞



- 客員教授 大阪工業大学 知的財産専門職大学院
- 客員教授 KIT虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科
- 非常勤講師 東京工業大学 環境・社会理工学院及び生命理工学院
- 客員フェロー 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター
- 専門委員 裁判所（知的財産権訴訟）
- アドバイザー 知財ガバナンス研究会



自己紹介 (2/2)

近年の公益活動等

内閣府

- 「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」委員（2017-2019）
- 「価値デザイン経営ワーキンググループ」委員（2020-2022）
- 「経営デザインシートの普及推進に向けた戦略及び標準的なツール策定の実証調査」委員（2022）

総務省

- Beyond 5G 新経営戦略センター リーダーズフォーラム プロデューサー（2021-2023）
- Beyond 5G 新経営戦略センター タスクフォース IPランドスケープ ワーキンググループ 主査（2022-2023）
- 「産業競争力とデザインを考える研究会」委員（2017-2018）
- 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」委員（2023-2025）
 - 「制度デザインワーキンググループ」座長（2024-2025）

経済産業省

特許庁

- 知財戦略デザイナー派遣事業 委員（2021-2024）

産業財産権制度問題調査研究事業

- 「経営に資する知財マネジメントの実態に関する調査研究」委員（2019-2020）
- 「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」委員（2020-2021）
- 「顧客価値の創造と競争力強化に資する知財活用方法に関する調査研究」委員（2021-2022）
- 「企業価値向上に資する知財経営の普及啓発に関する調査研究」委員（2022-2023）
- 「将来価値を起点とした知財経営の実践と開示に関する調査研究」委員（2023-2024）
- 「ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財経営の開示に関する調査研究」委員（2024-2025）

中小企業等知財支援施策検討分析事業

- 「中小企業等知財分析レポートを用いたマッチング調査研究」委員長（2019-2021）
- 「知財戦略構築のための中小企業ハンズオン支援に関する調査実証研究」委員（2020-2021）
- 「事業計画等と知財支援のあり方に関する調査実証研究」委員長（2021-2022）
- 「効果的な知財ビジネス評価書の構成内容に関する調査研究」委員長（2021-2022）
- 「目的に応じた効果的な知財ビジネス評価書に関する調査研究」委員長（2022-2023）
- 「基礎項目編 及び 目的別編を使用した知財ビジネス評価書・提案書の活用に関する調査研究」委員（2023-2024）
- 「中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援」委員（2024-2025）
- 「知財戦略構築のための中小企業支援へのCRM活用に関する有効性調査」委員（2024-2025）

工業所有権・情報研修館 (INPIT)

関東経済産業局

東京都

その他

- IPランドスケープ支援事業 委員長（2022-2024）
- 知財戦略支援のあり方検討会 委員（2023-2024）
- 大学研究者へのスタートアップ設立に向けた知財人材育成事業 委員（2023-2024）
- 大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iAca事業) 委員（2024-2025）

- 広域関東圏知的財産戦略本部 本部員（2024-2025）

- 中小企業振興公社「スタートアップ知的財産支援事業（ハンズオン支援）」コーディネータ（2022-2025）

- Elsevier "World Patent Information", Editorial Advisory Board Member
- IAM Strategy 300 – The World's Leading IP Strategists (2016 – 2023)
- IAM STRATEGY 300 GLOBAL LEADERS 2021-2024



はじめに

「知財“権”」ではなく、「知的財産（“資産”）」として広く捉えるべき

法務、会計、税務の視点における知的財産の定義（射程範囲）

	法務	会計	税務	経営
根拠 (例)	<ul style="list-style-type: none">■ 知的財産基本法 第2条	<ul style="list-style-type: none">■ 國際財務報告基準 (IFRS : International Financial Reporting Standards) 第3号	<ul style="list-style-type: none">■ 税源浸食と利益移転 (BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画 行動8	<ul style="list-style-type: none">■ 経済産業省 知的資産経営ポータル
文言	<ul style="list-style-type: none">■ 知的財産	<ul style="list-style-type: none">■ 無形資産	<ul style="list-style-type: none">■ 無形資産	<ul style="list-style-type: none">■ 知的資産
定義	<ul style="list-style-type: none">■ 「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他……商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他 の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう■ 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他……法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。	<ul style="list-style-type: none">■ 物理的実体のない■ 非貨幣資産のうち■ 識別可能なもの<ul style="list-style-type: none">・ 契約・法的要件として「契約または法律上の権利によって生じる資産」 または、・ 分離可能性要件として「分離・分割可能で、売却、譲渡、ライセンスの付与、貸与または交換が可能な資産」	<ul style="list-style-type: none">■ 有形資産または金融資産でないもので、■ 商業活動における使用目的で所有または管理することができ、■ 比較可能な独立当事者間の取引ではその使用または移転に際して対価が支払われるような資産	<ul style="list-style-type: none">■ 「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの■ 特許やノウハウなどの「知的財産」だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方

※ ただし、会計上、自社開発（自己創設）をした知的財産を貸借対照表上の無形資産として資産計上することは難しく、研究開発活動を研究局面と開発局面に分け、研究局面における支出として全額を発生時に費用（研究開発費）として認識することが多い

中長期的な投資・財務戦略の項目として、企業は設備投資と株主還元を重視し、投資家はIT投資、R&D投資、人材投資を重視している

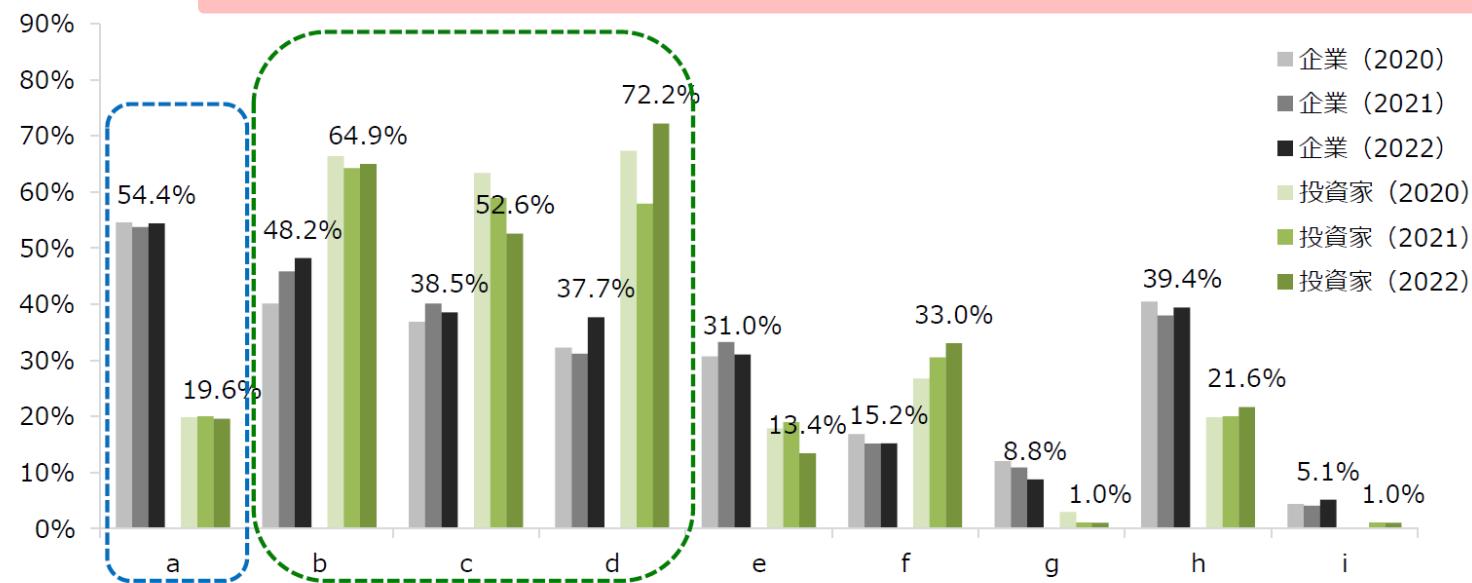
中長期的な投資・財務戦略の重要項目（企業）／重視すべき項目（投資家）

- 認識ギャップ大【企業 > 投資家】 「a.設備投資」
- 認識ギャップ大【企業 < 投資家】 「b. IT投資（DX対応・デジタル化）」「c.研究開発投資」「d.人材投資」

- a. 設備投資
- b. IT投資（DX対応・デジタル化）
- c. 研究開発投資
- d. 人材投資
- e. M&A

- f. 資本構成の最適化
- g. 有利子負債の返済
- h. 株主還元
- i. その他（具体的には）

投資家は、企業以上に「IT投資、R&D投資、人材投資（≒知財）」を重視



※企業のみの選択肢である「i.特に決まっていない」を削除し、「j.その他」をi.に繰り上げた

(回答数【企業】: 2022年度:467, 2021年度:469, 2020年度:499)
(回答数【投資家】: 2022年度:97, 2021年度:95, 2020年度:101)

知財・無形資産価値評価

「価値」と「価格」は全く異なるものである

価値と価格の概念

価 値

- ✓当事者の立場や状況によって、一物多価となる
- ✓万人が共通に認める保証がないもの
- ✓何かを購入した際に手に入れるもの

価 格

- ✓売り手と買い手の間で決定された値段
- ✓当事者間の取引として成立する
- ✓何かを購入する際に支払うもの

知財・無形資産の価値評価が必要となる局面とは？ 「様々な場面で用いられるが、目的により評価方法・基準が変わる」

知財・無形資産の価値評価が必要となる場面



知財・無形資産の価値評価とその関与者とは？

知財・無形資産の価値評価における3つの観点（特許の例）

観点	評価項目	関与者	
		企業（担当部署）	外部専門家
技術的観点	■ 技術的競合優位性 ■ 技術的耐用期間 ■ 代替可能性、等	■ 研究開発部 ■ 知的財産部	■ 技術専門家 ■ 弁理士
法律的観点	■ 権利範囲 ■ 権利の強さ・安定性 ■ 権利期間、等	■ 法務部 ■ 知的財産部	■ 弁護士 ■ 弁理士
経済的観点	■ 将来収益力 ■ ビジネスリスク ■ 経済的有効期間、等	■ 経営企画部 ■ 財務部 ■ 事業部・事業開発部	■ 公認会計士 ■ コンサルタント

- ✓ 一般的には、企業知財部も、または外部専門家（弁護士・弁理士）も、経済的観点での評価には関与していない
- ✓ 知財に関する技術的・法律的な専門性を持ちながら、経済的観点を理解することで、総合的な価値評価を実施することができる

知的財産価値評価のアプローチ

知財・無形資産価値評価は、事業競争力を含めた市場性分析を行い、事業計画との整合性を分析した後、経済的価値の計算を実施する

実施項目の目的、手段とアウトプット

目的	手段	アウトプット	
<p>Step 1</p> <p>知財・無形資産の定性的価値評価 (Due Diligence, Evaluation)</p>	<p>対象となっている知財・無形資産のビジネス面での位置づけと競合優位性を分析し、対象としている市場における市場性を評価する</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 対象市場・競合企業の分析■ 知的財産情報の分析■ 知的財産の競合優位性・事業貢献度の評価■ 知財価値の変動要素■ 事業計画の分析	<ul style="list-style-type: none">■ 発見事項（リスク）■ 対象知財の市場性評価■ 知的財産の貢献度■ 事業計画との整合性■ 修正事業計画
<p>Step 2</p> <p>知財・無形資産の経済的価値評価 (Valuation)</p>	<p>対象となる知財・無形資産によって生み出されるキャッシュフローを計算し、それを基に価値評価を実施する</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 評価手法の検討■ 前提条件・類似企業の設定■ シナリオ条件の設定■ 知財価値変動率の設定■ 割引率の設定■ 知的財産価値の算定	<ul style="list-style-type: none">■ 経済的価値（レンジ）■ 評価手法毎の価値■ シナリオ毎の価値■ 感応度分析結果

知財・無形資産価値評価 (Valuation) では、実務的にインカムアプローチが用いられることが多い

知財・無形資産価値評価における主要なアプローチ

コストアプローチ	再調達価格を基礎とするリプレイスメントアプローチ	現時点で、対象知的財産と同等の知財を調達する場合に要するであろうコストの総額を計算する評価方法
	過去の支出額を基礎とするヒストリックアプローチ	対象知的財産を取得するために実際に支出した歴史的現価を積算し、機能的現価を考慮したうえで、計算基準日の価値を計算する方法
マーケットアプローチ	類似取引比較法	対象知的財産に類似する取引を調査することにより、その価値を明らかにする評価方法
インカムアプローチ	ロイヤルティ免除法	対象知的財産を保有していなかったと想定した場合に、外部に支払わなければならぬロイヤルティの現在価値を、自社の保有知的財産の価値とする評価手法
	超過収益法	知的財産を用いて事業を行った結果、生み出した利益から、当該事業に貢献するその他の資産の要求利回りを控除した利益（現在価値）を対象知的財産の価値とする評価手法
	利益分割法	事業から得られる利益（現在価値）を知的財産の貢献度に応じて配分し、当該知的財産の価値を計算する評価手法

- ✓ 知的財産は本質的に個性が強いため、インカムアプローチで評価を行うことが多い
 - ・ コストアプローチ：同様のコストをかけても同じ知的財産を開発できるとは限らない
 - ・ マーケットアプローチ：同じ知的財産が市場で流通しているケースはほとんどない
- ✓ なお、インカムアプローチは1件1件の知的財産を個別に評価するのではなく、対象事業に関連する知的財産群としてポートフォリオで捉えて価値評価することが一般的である

知財・無形資産価値評価 (Valuation) のインカムアプローチでは 『事業計画・貢献度・価値の変動率・割引率』の4つの要素が必要

実施項目の目的、手段と想定されるアウトプット

要素 ①

ビジネスプラン (将来のフリーキャッシュフロー)

要素 ②

知的財産の事業貢献度 (事業に対する貢献利益 ÷ ロイヤルティ料率)

要素 ③

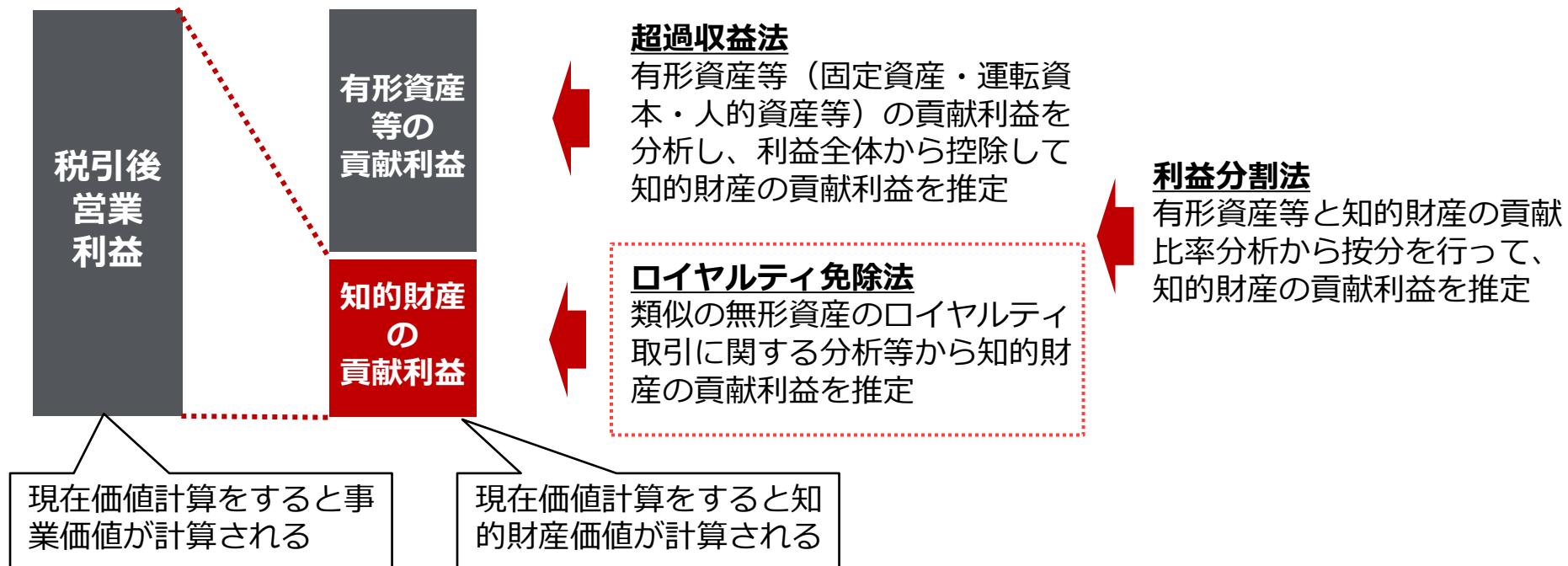
価値の変動率 (経済的な残存年数、価値の漸増・漸減度合)

要素 ④

割引率 (知的財産固有の割引率)

インカムアプローチによる知財・無形資産価値評価では、事業利益に対する知財・無形資産の貢献度（貢献利益）を評価する

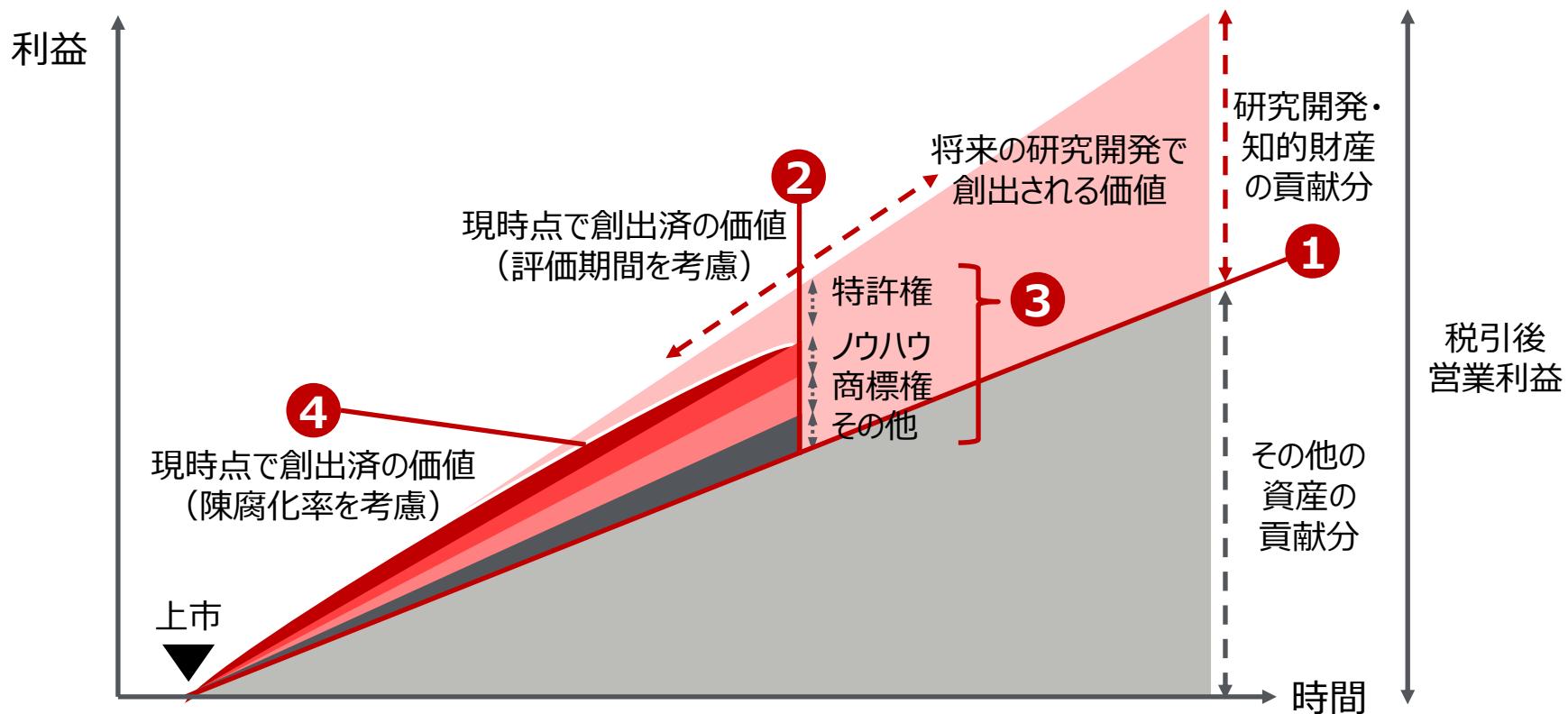
インカムアプローチの種類と考え方



- ✓ 事業全体が生み出す収益のうち知的財産の貢献部分から知的財産の価値は評価されるため、一般的な価値評価のプロセスに加えて収益への貢献分析のプロセスが必要になる
- ✓ インカムアプローチは上記3つの手法が考えられるが、対象知的財産の内容や提供可能情報により採用手法は異なり、実務的にはロイヤルティ免除法による評価を行うケースが大半である
- ✓ 利益分割法は、簡便的に知的財産の貢献度を経験則として、利益三分法により収益の1/3（R&D / 生産/販売の貢献が均等）とみなす手法や、25%ルールにより販売収益の1/4とみなす手法である

事業による利益の中で評価対象となる知財・無形資産の位置付けを明確化し、それぞれの貢献度を分析した上で評価する

事業価値と知財価値の関係（イメージ）



- ① 事業全体の利益から、R&D・知的財産の貢献分と、その他の資産の貢献分を分析
- ② R&D・知的財産の貢献分の中で、評価期間（事業期間・耐用年数）を考慮
- ③ 現時点で創出済の知的財産の価値から、特許権、ノウハウ、その他等の態様毎の貢献分を分析
- ④ 特許の貢献分のうち、特許の陳腐化率および特許満了や放棄によるポートフォリオの減少を考慮

会計基準に関する知的財産の論点

自己創設した知財は通常はオフバランスされて（資産計上されない）
簿外資産となるが、M&A等により外部取得した際には資産計上される

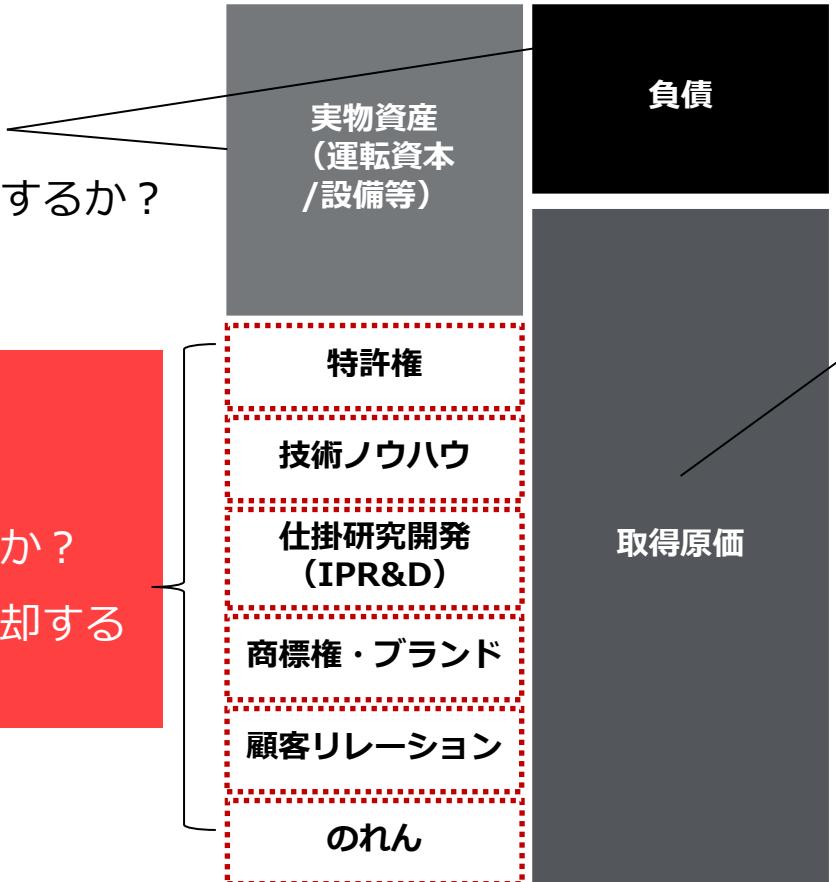
PPA (Purchase Price Allocation)

2. 時価純資産の算定

- 何の、いつの時価を使用するか？

3. 無形資産の識別

- 何にいくら配分するか？
- 償却するのか、しないのか？
- 償却する場合は何年で償却するか？



1. 取得原価の算定

- どこまでを取得原価に含めるか？
- 何の、いつの時価を使用するか？

事例①

大日本住友製薬のPPA (Purchase Price Allocation) 事例

大日本住友製薬によるセプラコールの買収

日本基準による無形資産の認識事例

- 企業結合日 : 2009年10月
- 取得企業 : 大日本住友製薬
- 被取得企業 : セプラコール社
- 企業結合手法 : 米国子会社による株式公開買付

保有特許（出願）	公開公報	特許公報
Patent Family数	261	162
総計	1,063	401

出所: Derwent Innovation DBより、JPO（日本）、USPTO（米国）、EPO（欧州）、WIPO（PCT）を対象に1991年1月1日から2009年9月30日までに公報が発行された特許出願より作成
出願人に「Sepracor Inc」を含む1,464件の特許文献より作成

取得原価の配分

USD in millions

資産等の評価内容	取得原価 配分前	取得原価 配分後	会計処理（償却方法）
特許権	-	1,197	品目ごとに償却年数を設定
仕掛研究開発（無形固定資産）	-	59	資産計上（承認取得後償却）
たな卸資産	67	144	販売時に売上原価計上
上記に関する繰延税金負債	-	(485)	
その他の資産・負債（純額）	633	678	
のれん	26	914	償却年数 20年
合計	<u>726</u>	<u>2,506</u>	

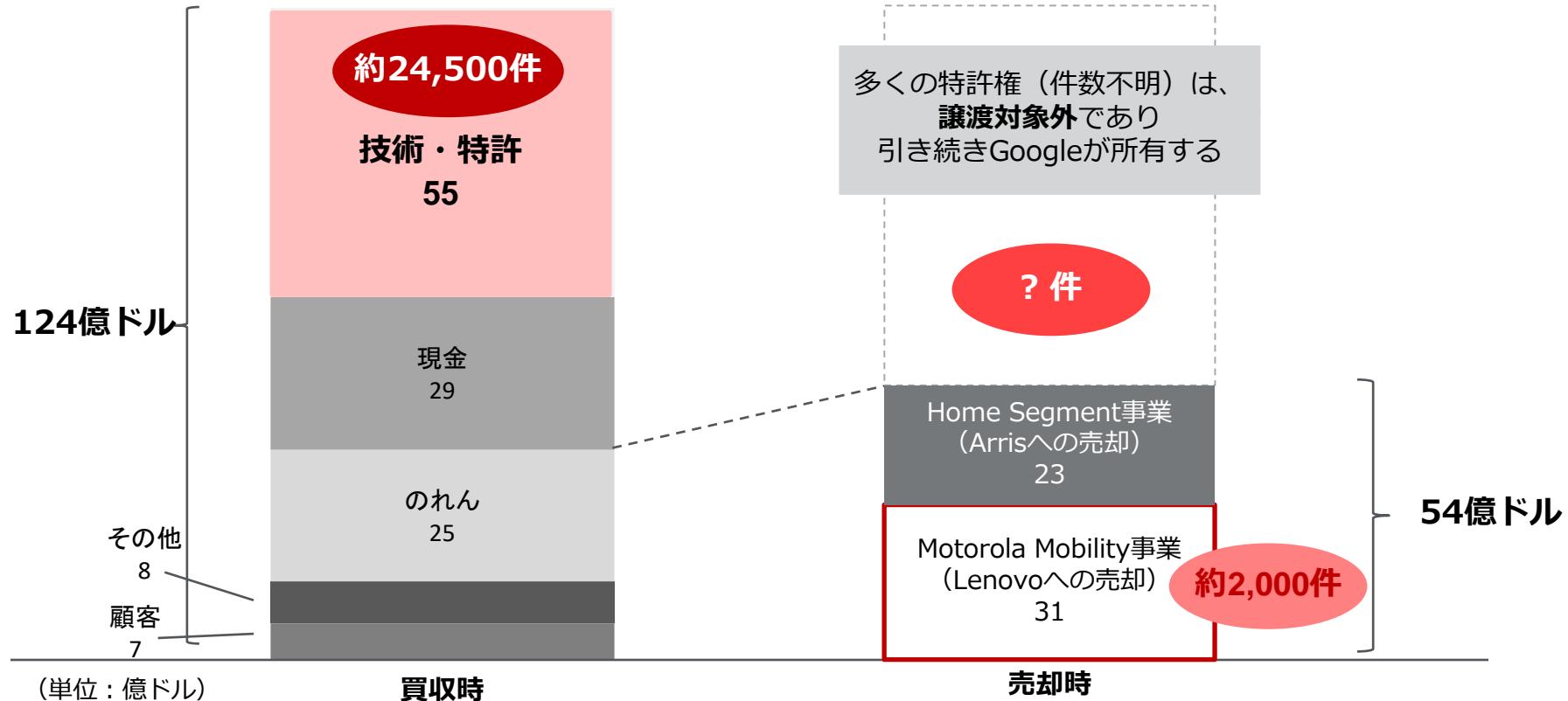
出所 : 有価証券報告書

特許権やIPR&Dを無形資産として計上しており、たな卸資産も時価評価されている

事例②

GoogleのPPA (Purchase Price Allocation) 事例

GoogleによるMotorola Mobilityの買収



出所 : Capital IQ, Google 10Q Q1 2014, Office for Publications of the European Union "REGULATION (EC) No 139/2004 MERGER PROCEDURECase No COMP/M.7202 - LENOVO/ MOTOROLA MOBILITY"

GoogleのMotorola買収（2012年）は特許獲得が目的であり、
買収総額124億ドルのうち55億ドル（約45%）が「技術・特許」の価値であった

コーポレートガバナンス・コード - 知財・無形資産ガバナンス -

コーポレートガバナンス・コードの改訂と知的財産 「持続的な成長と人的資本・知的財産の関係をどう示せるか？」

第3章 適切な情報開示と透明性の確保（2021年6月改訂）

【原則 3－1. 情報開示の充実】

■ 補充原則 3－1 ③

- 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、**人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき**である。

「開示」の方法論の問題ではなく、
中身を伴っているのかが重要

【原則 4－2. 取締役会の役割・責務（2）】

■ 補充原則 4－2 ②

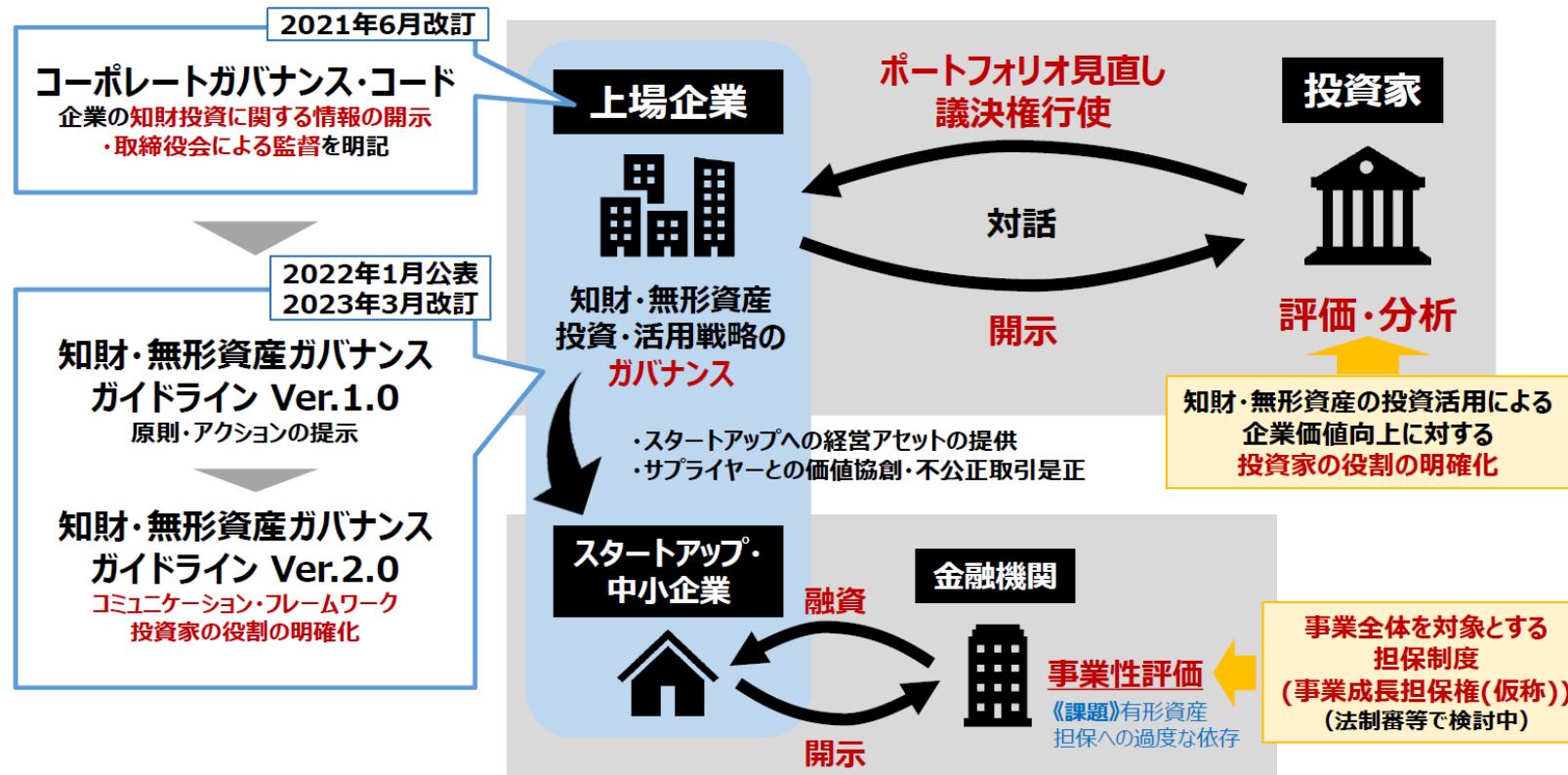
- 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。
- また、**人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行すべき**である。

「取締役」ではなく「取締役“会”」であることが重要！
ガバナンスとして意思決定の体制・機能が伴っているかが重要

- 国際競争力の強化という観点から、知的財産に関してもより効果的な取組みが進むことが望ましい
- 本業でどのような社会的課題を解決して企業価値を上げていくかということに加えて、**長期的なイノベーションを生み出すのは人材**であり、ダイバーシティを実現し、働きやすい環境を作り、**どういう人材育成をしているのか**ということがきちんと開示されることが重要である
- ポイント：「①**人的資本と知的財産は並列で重要**」「②**いずれもサステナビリティに直結**」

CGC改訂より、上場企業は知的財産への投資等を、自社経営戦略との整合性を意識しつつ、具体的に情報開示すること、取締役会においてガバナンスを強化することが明記された

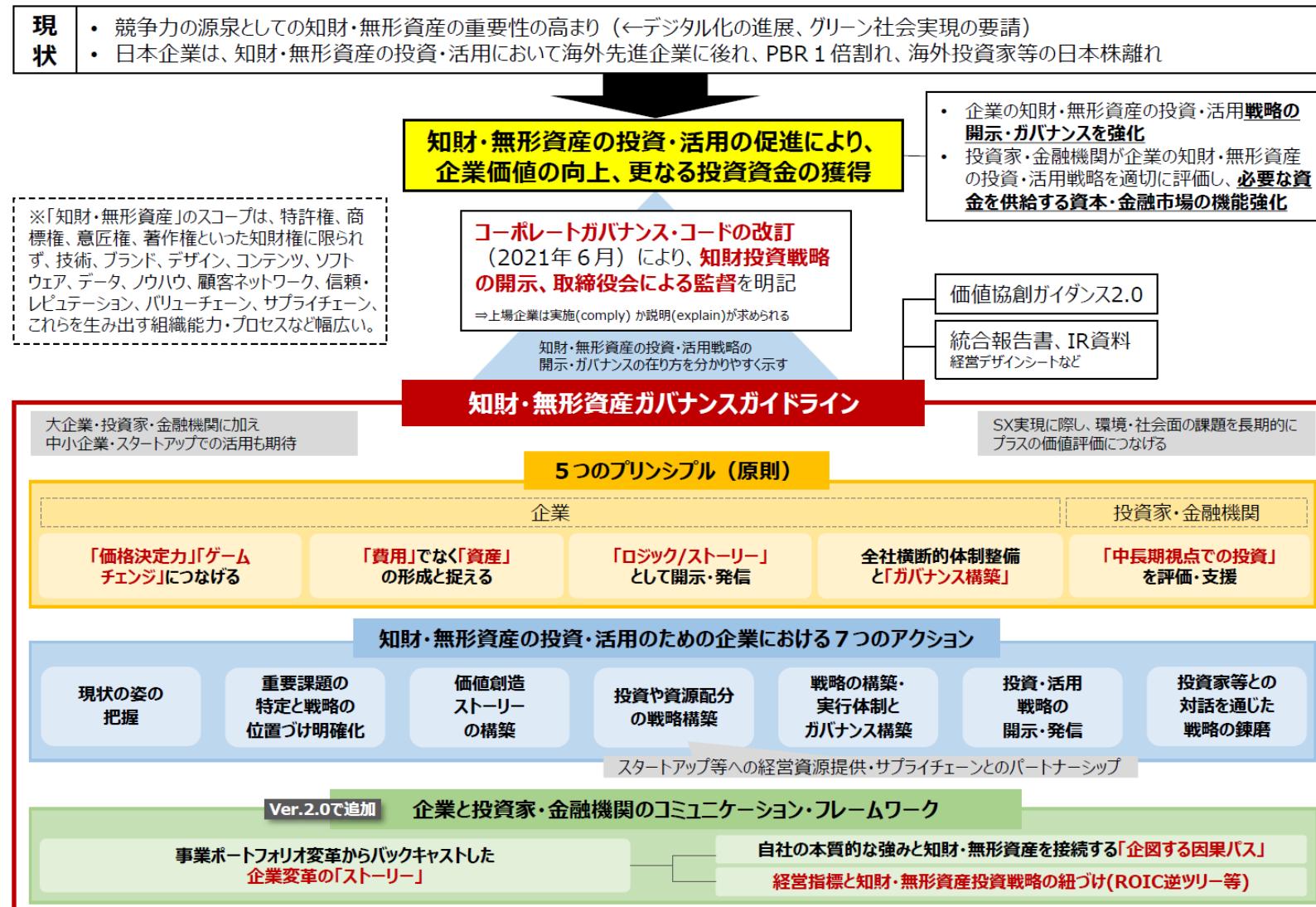
「知財・無形資産の投資・活用促進」の実現に向けて



- 今後は、投資家の役割を明確化することにより、知財・無形資産の投資・活用を促進する必要がある
- 中小企業においても、知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、知財・無形資産を含めた事業全体に対する担保制度（事業成長担保権（仮称））の創設が検討されている

出所：内閣府知的財産戦略推進事務局「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.2.0」2023年3月

「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0」の全体像



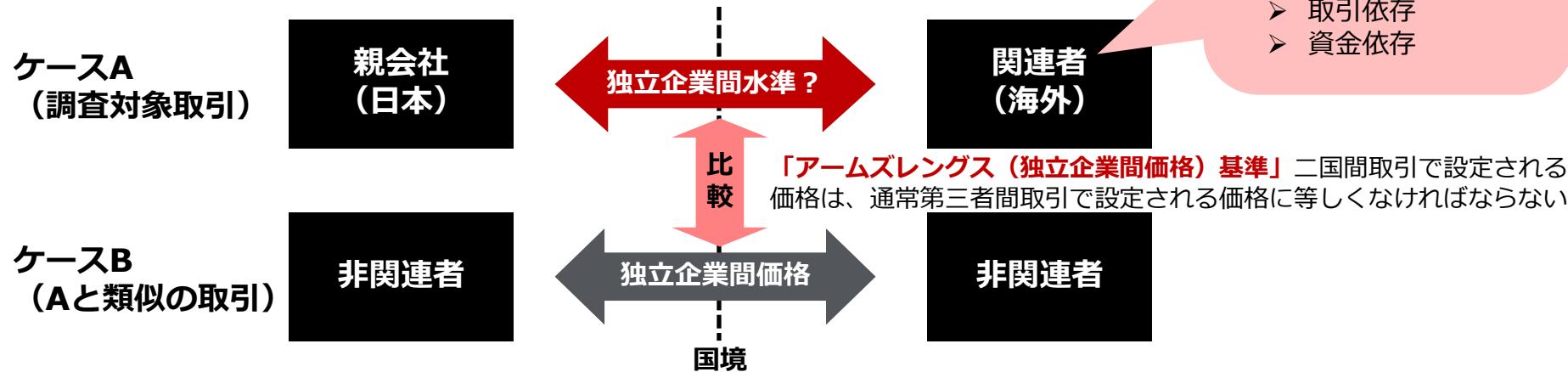
出所：内閣府知的財産戦略推進事務局「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.2.0」2023年3月

グローバル知財管理と税務戦略 －移転価格税制～BEPS行動計画－

移転価格税制は二国間の税務当局における綱引きであり、経済状況によっても変動するため、移転価格に正解はない

移転価格税制の基本的な考え方

- 移転価格税制とは、法人と海外の関連企業（国外関連者）との有形資産、役務提供、無形資産などの取引価格（移転価格）が通常の取引価格（独立企業間価格）と異なる場合には、その国外関連者との取引が独立企業間価格で行われたものとみなして所得計算し課税することにより、海外への所得移転を防止する制度
- 意図的であるか否かは問わない
 - 「後ろ指をさされるようなことはしていない」か否かは、重要な問題ではない
 - 後出しジャンケン的になるが、税務当局の調査時における現状に照らして判断される
- 一国のみで完結する問題ではない
 - 国境を越えた「関係者間取引」があることが前提
 - 一方の課税所得を増やすことは、他方の課税所得を減らすことになる



- ✓ 移転価格とは、関連者間の国境を越えた取引（譲渡（売買）・実施許諾・役務提供等）のこと
- ✓ 海外関連者との取引価格をどのように設定するかは、グループ企業間での各国の利益配分に直接影響を与えるため、グローバルな事業展開を考える際に非常に重要な要素になる

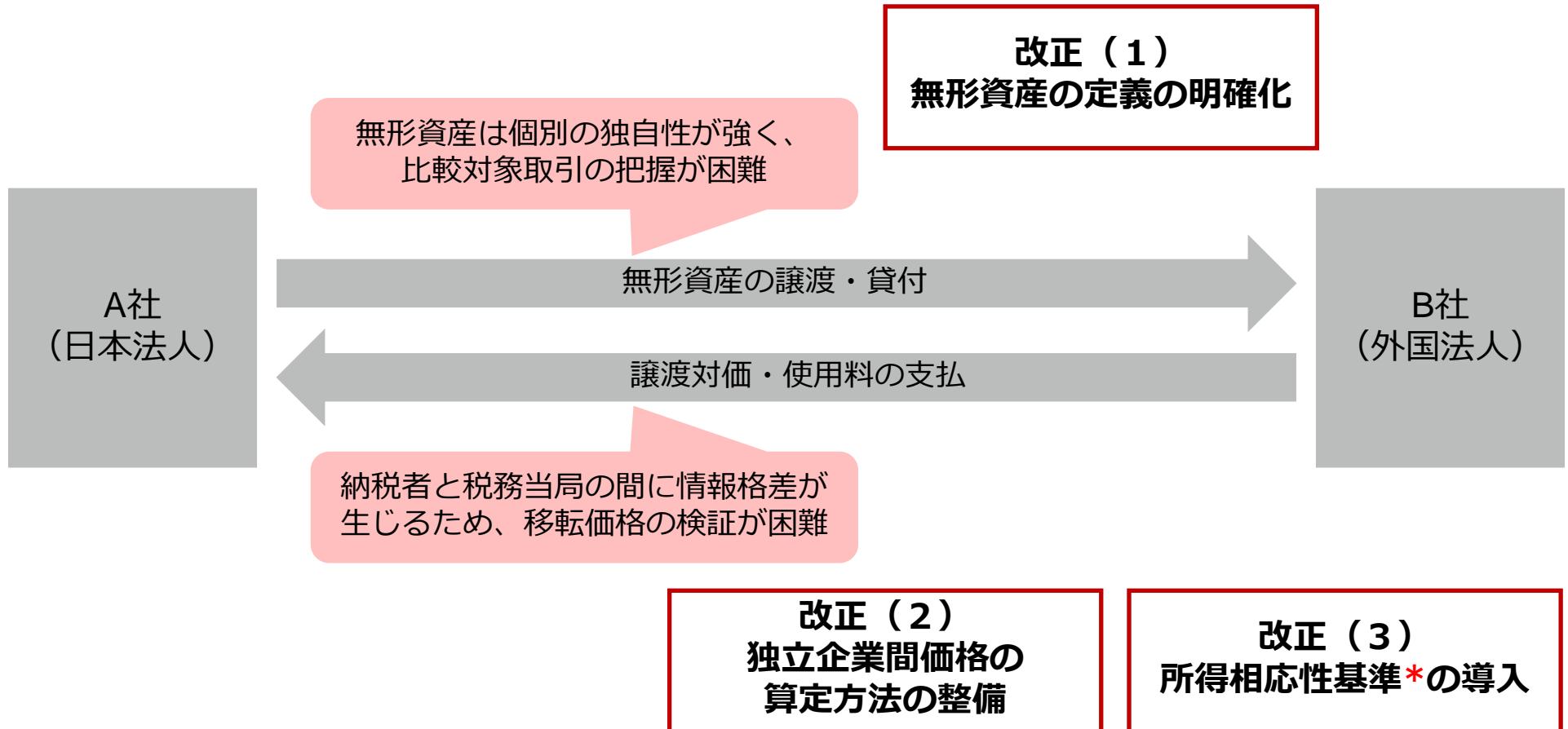
グローバル企業の巧妙な課税逃れ（“二重非課税”）を阻止するため、OECD/G20各国が協調しBEPS行動計画を公表

「税源浸食と利益移転」（BEPS : Base Erosion and Profit Shifting）行動計画

#	行動計画	概要
1	電子経済の課税上の課題への対処	電子商取引等の電子経済に対する直接税・間接税の課税上の課題への対応を検討
2	ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化	金融商品や事業体に関する複数国間における税務上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）の効果を無効化するため、国内法上・租税条約上の措置を検討
3	外国子会社合算税制（CFC税制）の強化	軽課税国等に設立された外国子会社を使ったBEPSを有効に防止するため、適切な外国子会社合算税制を設計
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に支払われた利子について損金算入を制限するルールを検討
5	有害税制への対応	各国優遇税制の有害性を経済活動の実質性から判定するための新基準及び制度の透明性を高めるための新基準を検討
6	租税条約の濫用防止	条約漁り（第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為）をはじめとした租税条約の濫用を防止するため、OECDモデル租税条約の改定及び国内法の設計を検討
7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止	PE認定の人為的な回避に対処するためOECDモデル租税条約のPEの定義について修正を検討
8	移転価格と価値創造の一致（①無形資産）	適正な移転価格の算定が困難である無形資産を用いたBEPSへの対応策
9	移転価格と価値創造の一致（②リスクと資本）	グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分等によって生じるBEPSの防止策
10	移転価格と価値創造の一致（③その他リスクの高い取引）	その他移転価格算定手法の明確化やBEPSへの対応策
11	BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	BEPSによる法人税収の逸失規模について、データの評価・指標の抽出・分析方法の策定を実施
12	義務的開示制度	プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度（義務的開示制度）を検討
13	多国籍企業の企業情報の文書化	共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告制度を検討
14	相互協議の効果的実施	租税条約に関する紛争を解決するためのより実効的な相互協議手続を検討
15	多数国間協定の策定	世界で約3,000本以上ある二国間租税条約にBEPS対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定を検討

日本では、平成31年度税制改正において、 BEPS行動計画に準拠した法改正が実施された

国際課税 移転価格税制の見直しイメージ



* : 非常に困難である無形資産の譲渡又は使用許諾時点における予想収益に基づく絶対額としての評価を回避して、その後の当該無形資産からの実際利益という客観的なデータによって当該無形資産に帰属する所得を算定すること

イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等(※)の一部を改正する法律案の概要

※産業競争力強化法（産競法）、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（INPUT法）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）

戦略的国内投資の拡大

有形資産への投資

- 国際競争に対応して内外の市場を獲得すること等が特に求められる商品を定義し（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体）、これを生産・販売する計画を主務大臣が認定した場合、以下を措置

- **戦略分野国内生産促進税制**（物資毎の生産・販売量に応じた税額控除）
 - EV40万円/台、グリーンスチール2万円/トン等の生産・販売量に応じた税額控除
- 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）

■ 世界で戦略分野への投資獲得競争が活発化する中、戦略分野のうち、特に生産段階でのコストが高い事業の国内投資を強力に促進するため、過去に例のない新たな投資促進策として戦略分野国内生産促進税制を創設する。具体的には、①電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）等を対象に、②生産・販売量に応じた税額控除を、③10年間の適用期間で措置する。

無形資産への投資

- 政府が事業活動における知的財産等の活用状況を調査できる規定を新設し、一定の知的財産を用いていることを確認できた場合には以下を措置

➤ **イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）**

- 対象知財：国内で自ら研究開発して生み出した、特許権及びAI関連ソフトウェアの著作権
- 対象所得：対象知財のライセンス所得及び譲渡所得
- 30%の所得控除（法人実効税率ベースでは、29.74%を約20%相当まで引下げ）

■ 我が国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図るため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI関連のプログラムの著作権）から生じるライセンス所得、譲渡所得を対象に、所得控除30%を措置するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設するとともに、適用期間を7年間とする。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

■ 課税所得全体
■ 本税制の対象となる所得

（※1）産業競争力強化法において新設する規定により確認。



対象所得について、
29.74%から約20%相当まで引下げ
(法人実効税率ベース)

＜各国の導入状況（※2）（括弧内は導入年数）＞

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、中国（2008）、スイス（2011）、イギリス（2013）、韓国（※3）（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、香港（2024目標）、オーストラリア（検討中）

（※2）米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

（※3）韓国では中小企業を対象とした制度

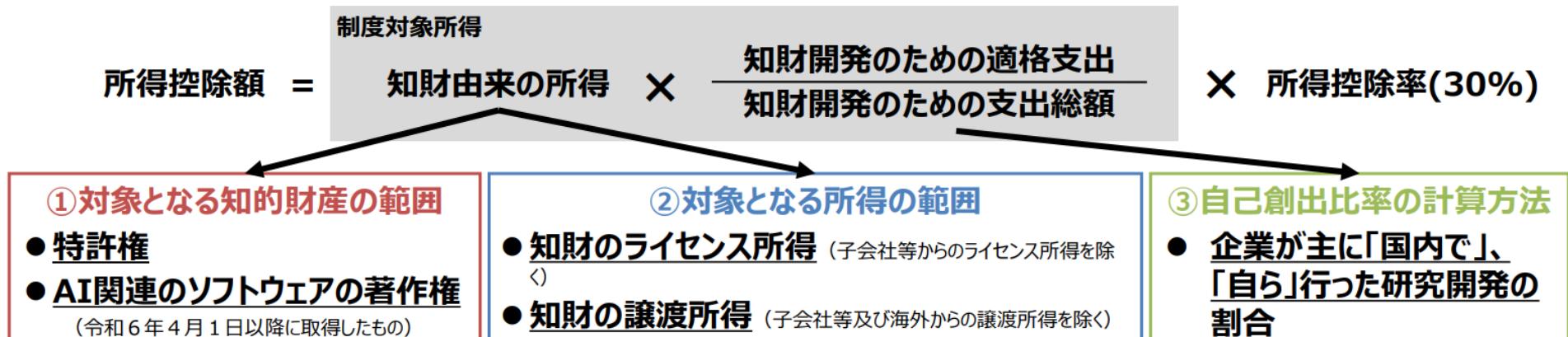
- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展

出所：経済産業省 産業技術環境局「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯と概要について」令和6年2月14日

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式



※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

出所：経済産業省 産業技術環境局「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯と概要について」令和6年2月14日



Cyclo Hygieia

the unity of knowEDGE,
the invisible EDGE

株式会社シクロ・ハイジアは日本のビジネスプロフェッショナルファームのひとつであり、主に戦略アドバイザリー、M&A・アライアンスに関するファイナンシャルアドバイザリー、知的財産アドバイザリー等を提供しています。企業規模を問わず、大手企業、中小・ベンチャー・スタートアップ等のSME、金融機関、官公庁・地方公共団体・公的研究機関・大学等をクライアントとしています。Corporate INTLによる2021 Corporate Intl Global Awardsにおいて、

「Management Strategy Consulting Firm of the Year in Japan」に選出されました。

詳細はシクロ・ハイジアWebサイト（www.cyclo-hygieia.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載することを目的としており、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談くださいますようお願いいたします。

